

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 5 項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

1 指名停止理由

該当者が、特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。

2 指名停止業者

新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部支店（業者番号 0000989901）

支店長 安原 巧

名古屋市中区大須 1 - 7 - 1 1

3 指名停止期間

3 か月 令和 7 年 4 月 1 7 日から 令和 7 年 7 月 1 6 日まで